

放課後児童会負担金徴収について(案)

保健福祉部こども室児童館

目 次

1 背 景	3
2 現状と課題	
現 状	3
課 題	4
3 放課後児童健全育成事業実績(H17年度)	6
4 有料化について	7
アンケート結果について	8
徴収金について	8
保護者負担金について	9
5 有料化に伴うサービスの向上について	12
6 待機児童等解消対策について	13
7 条例及び規則の制定等について	13

1 背景

放課後児童会は、子育て支援・石狩市児童健全育成事業の一環として実施し、開設以来、保護者の負担を軽減するため無料としてきました。

現在、本市の財政は、危機的な状況にあります。これを打開するべく、平成14年度から財政構造改革に取り組むなど、財政健全化に全力を挙げてきました。

石狩市行政改革推進本部会議において、平成18年度の行財政改革の取り組み方針として、石狩市集中改革プランの推進方針に基づく重点的な取り組みとして、「事務事業の見直し（ゼロベースからの構築）方針」が決定されました。

この取り組みは、本市の財政規模に見合った財政構造への転換を図り、市民に必要不可欠なサービスを継続していくため、現在行っている全ての事務事業をいったんリセットするとともに、事業の優先度を明確にし、聖域なく見直しを行うものであります。

放課後児童会についても、「受益者負担の適正な実施」、特定事業としての公平な受益者負担をお願いするという観点、及び不審者情報などが絶えないことなどから、地区によっては過密状態や待機児童が発生しており、それら解消の事業拡充や、さらには厳しい財政状況下での長期安定的な事業展開を図るため、有料化について検討するものであります。

2 現状と課題

(1) 現状

放課後児童会の目的

放課後児童会は、児童福祉法に規定されている子育て支援事業として、保護者の労働等により、放課後の時間にその適切な保護を受けられない小学1年生から3年生の児童に対して、安全を確保し、遊びや勉強など生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を助長することを目的としています。

現在、表1のとおり10箇所を実施しております。

入会資格

児童会に入会できるのは、下記の条件を満たす児童です。

1	本市に居住している児童（住民基本台帳に記録、あるいは外国人登録原票に登録されている児童）
2	小学校第1学年から第3学年に在籍する児童
3	労働等の理由で、放課後の時間、保護者の適切な保護を受けられない児童

上記の条件を満たさない場合でも、事情によっては入会を認められる場合があります。

開会期間

児童会の開会期間は、4月1日から翌年3月31日までです。4月1日から（あるいはそれ以降に）入会した児童は、翌年3月31日には退会となりますので、継続して入会する場合は、毎年新規入会申請を行う必要があります。

開会日・開会時間

放課後児童会の開会日と時間については、下表のとおりです。

開 会 日	開 会 時 間
月曜日から金曜日	授業終了時刻 から 午後6時00分 まで
土曜日 及び小学校休業日 夏・冬・春休みを含む	午前8時 から 午後6時まで
小学校短縮授業日	授業終了時刻 から 午後6時00分 まで

休会日

- ・ 日曜日
- ・ 祝日
- ・ 年末年始（12月31日から翌年1月5日）
- ・ 市が必要と認めた日

費 用

無料。ただし、行事等で費用がかかる場合は、実費を徴収することがあります。また、父母会がおやつ代実費負担として月額1,500円(一部父母会2,000円)徴収しております。

給食がありませんので、土曜日や学校で給食がないときは、弁当が必要となります。

(2) 課 題

共働き家庭の増加や最近の社会問題となっている不審者への対応など、今後も児童会利用ニーズは高まることが推測され、事業拡充などによる待機者や入会過密状態の解消が課題となっております。

特に、緑苑台小校区、紅南小校区、及び南線小学校区などが、入会過密状態等となっており、学校スペースの拡大や新設も含め、解消策を講ずることが急務となっております。

入会等の状況は、表2-1、表2-2のとおりとなっております。

表1 放課後児童会実施場所

	児童会名	実施場所	住 所	対象校区
1	なかよしクラブ	花川南児童館	花川南 8-3-153-5	花川南小
2	おおぞらクラブ	おおぞら児童館	花川南 1-1-78	南線小
3	げんきっ子クラブ	紅南小学校内	花川北 1-6-1	紅南小
4	キラキラクラブ	緑苑台小学校内	緑苑台中央 3-603	緑苑台小
5	ピノキオクラブ	花川北児童館	花川北 3-2-199-2	紅葉山小、若葉小、 生振小、紅南小
6	花っ子クラブ	花川小学校内	花川花畔 1-7-1	花川小
7	つくしクラブ	はまなす保育園 内	親船町 45-2	石狩小
8	ファイトキッズクラブ	八幡小学校内	八幡 4-167	八幡小
9	バストラルクラブ	バストラル会館	樽川 6-2-601	南線小
10	レインボークラブ	虹が原会館内	厚田区聚富	聚富小

表2-1 待機児童等の推移

		H15	H16	H17	H18						
		4/1	4/1	4/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1
入 会 状 況	児童会数	8	9	9	10	10	10	10	10	10	10
	定員数	225	285	285	310	310	310	310	310	310	310
	入会数	255	297	300	348	358	354	350	352	347	343
	入会率	113	104	105	112	115	114	113	114	112	111
待機児童数		17	8	12	3	12	11	11	9	9	15

表2-2 平成18年度 放課後児童会入会等状況 (18,11 現在)

クラブ名	区分	1年生	2年生	3年生	合 計	定 員		指導員数
						入会率		
なかよし クラブ	入会者数	27人	17人	14人	58人	50人		3人
	待機者	2人	1人	0人	3人	116%		
おおぞら クラブ	入会者数	29人	10人	8人	47人	40人		2人
	待機者	0人	0人	0人	0人	118%		
げんきっ子 クラブ	入会者数	20人	15人	13人	48人	30人		3人
	待機者	1人	0人	1人	2人	160%		
キラキラ クラブ	入会者数	15人	12人	4人	31人	25人		2人
	待機者	1人	1人	0人	2人	124%		

ピノキオ クラブ	入会者数	16人	14人	16人	46人	50人	2人
	待機者	0人	0人	0人	0人	92%	
花っ子 クラブ	入会者数	14人	14人	6人	34人	35人	2人
	待機者	2人	0人	1人	3人	97%	
つくし クラブ	入会者数	8人	5人	2人	15人	15人	2人
	待機者	0人	0人	0人	0人	100%	
ファイトキッ ズクラブ	入会者数	8人	11人	4人	23人	20人	2人
	待機者	1人	0人	1人	2人	115%	
パストラル クラブ	入会者数	19人	2人	4人	25人	20人	2人
	待機者	3人	0人	0人	3人	125%	
レインボー クラブ	入会者数	6人	5人	5人	16人	25人	2人
	待機者	0人	0人	0人	0人	64%	
総数	入会者数	162人	105人	76人	343人	310人	22人
	待機者	10人	2人	3人	15人	111%	
各学年に占める入会率		32.5%	20.1%	13.6%	21.7%		
学年児童数		498人	523人	558人	1,579人		

3 放課後児童健全育成事業実績(H17年度)

クラブ名	開設年月日	開設状況		支出額 (補助対象経費) (円)	補助基準額 (円)	・国補助金 (1/3) ・道補助金 (1/3) (円)	市負担額 (円)
		年間開設日数(日)					
			うち土曜日の 開設日数				
なかよしクラブ	H11,04,01	294日	51日	5,882,750	2,643,000	1,762,000	4,120,750
おおぞらクラブ	H11,04,01	294日	51日	4,155,018	2,643,000	1,762,000	2,393,018
げんきっ子クラブ	H12,04,01	294日	51日	3,121,472	2,643,000	1,762,000	1,359,472
キラキラクラブ	H15,04,01	294日	51日	3,424,600	1,686,000	1,124,000	2,300,600
ピノキオクラブ	H13,01,22	294日	51日	5,046,800	2,643,000	1,762,000	3,284,800
花っ子クラブ	H15,07,21	294日	51日	4,318,796	1,686,000	1,124,000	3,194,796
つくしクラブ	H12,04,01	294日	51日	4,049,000	1,134,000	756,000	3,293,000

ファイトキッズ クラブ	H13,06,04	294日	51日	3,570,899	1,686,000	1,124,000	2,446,899
パストラルクラブ	H16,04,01	294日	51日	5,260,000	1,686,000	1,124,000	4,136,000
レインボークラブ	H17,10,01	246日	25日	3,654,000	1,614,000	1,076,000	2,578,000
10クラブ		2892日	484日	42,483,335	20,064,000	13,376,000	29,107,335

参考：放課後児童健全育成事業国庫補助基準額(2006年度)

1 開設日数 281日以上

- (1) 1クラブ(児童数10～19人)当たり年額：1,131,000円×か所数
- (2) 1クラブ(児童数20～35人)当たり年額：1,683,000円×か所数
- (3) 1クラブ(児童数36～70人)当たり年額：2,640,000円×か所数
- (4) 1クラブ(児童数71人以上)当たり年額：3,594,000円×か所数
- (5) 長時間開設加算額(1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合 1クラブ当たり年額：309,000円×か所数)
- (6) 障害児受入推進費額(障害児を受け入れる場合)：687,000円×か所数

2 特例分(開設日数 200日～280日)

- (1) 1クラブ(児童数10～19人)当たり年額：1,611,000円×か所数
- (2) 長時間開設加算額(1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合 1クラブ当たり年額：296,000円×か所数)

補助対象経費：放課後児童クラブの運営に要する経費(飲食物費を除く)

4 有料化について

有料化の検討に当たっては、H18,4月から10月まで、いしかり子ども総合支援会議及び同専門部会において審議され、去る10月19日、「放課後児童健全育成事業については、共働き家庭の増加あるいは最近の子どもが犠牲になる痛ましい事件・事故の多発などもあって利用ニーズが高く、入会過密さらには待機児童が伴うのであれば有料化も視野に入れた早急な対応が求められます。ただし、有料化を行う場合は、そのことにより利用できなくなる家庭がないように料金体系に十分配慮する必要があります。」との市民会議としての意見が提出されました。

審議の過程において、今後の利用意向や有料化などに関してアンケートを実施し、市民の声を聞くべきとの提言があり、その結果に基づく意見交換により意見集約されました。

(1) アンケート結果の概要について

利用意向調査の結果、本年度と同様の緑苑台小学校区、紅南小学校区、南線小学校区において、入会過密及び待機児童の発生が危惧されます。

有料化した場合の負担可能額の調査の結果、5,000 円以内(おやつ代含む)の負担額を検討すべきと考察されました。

来年度入会を希望する保護者で、有料化になっても入会を希望するとした回答者が約 8 割と、負担(額にもよるが)をしてでも入会したいという保護者が多かった。サービスに関して調査の結果、小学校 4 年生以上の対象児童の拡大、時間延長、職員配置の充実・資質向上などについての要望がありました。

有料化してでも待機児童がないよう事業の拡大を求める声が多数ありました。

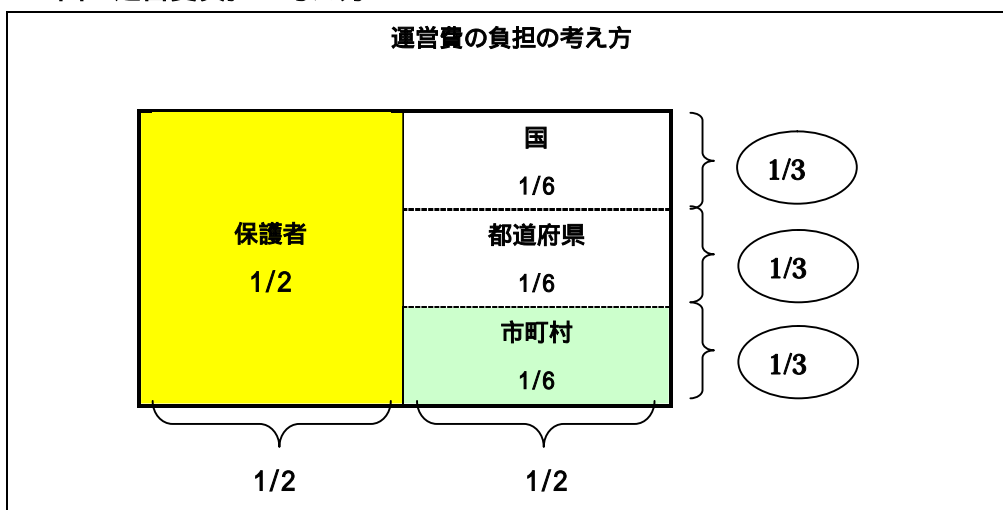
(2) 徴収金について

学童の保育料(徴収金)は、性質的には保育所の保育料に類似しているが、保育所の保育料のような児童福祉法に根拠をもつ負担金でない。したがって、国の法令の根拠をもたず、自治体が独自の基準により定めているものであります。

学童の保育料(徴収金)の主な内容は、施設管理費と人件費であり、これに新規開設あるいは開設後の施設整備費に要する経費が加算される場合があり、積算の根拠は、自治体により異なっております。

学童保育の費用については、厚生労働省の「放課後児童対策事業実施要綱」において、「市町村は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。」と規定されております。

・国の運営費負担の考え方



・本市の運営費負担の考え方

運営費の負担の考え方	
保護者 1/3	国 1/6
	北海道 1/6
市 1/6	市 1/6

国、道補助金を控除した経費について保護者と市が折半

徴収金の法的根拠については、本市の積算内容が運営に係る教材費などの実費分のみであれば要綱制定でも可能と考えるが、指導員人件費も含まれることから純然な実費とはいえ、受益者負担金の性格が強いことから、地方自治法第224条の分担金(負担金)と解し、「事業によって著しく利益を受ける者から受益の限度において費用を徴収することができる。」とされている同法を根拠とし、「石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金徴収条例」の制定が適当と思われます。

歳入科目

- 款) 分担金及び負担金
- 項) 負担金
- 目) 民生費負担金
- 節) 児童福祉費負担金

有料化実施時期 平成19年10月1日

(3) 保護者負担金について

放課後児童会の運営に要する経費として、入会する児童保護者から「負担金」を徴収します。また、新規サービスとして実施する学校長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの一時保育について、1日当たりの負担金を徴収します。これ以外に父母会で自主的に徴収する「おやつ代実費負担金」が徴収されます。

負担金の額については、表3のとおりです。月額是一律で徴収しますが、1世帯における2人目の児童については、負担金月額が半額となります。(3人目以上は無料)表3のB・C・D・E区分の状態にある世帯については、保護者からの申請により、規定の負担金の額を減額あるいは免除します。

表3

	世帯の区分	証明書類	児童1人目	同一世帯における 児童2人目(3人 目以上は無料)
A	通常徴収世帯	減免なし	3,500円	1,750円
B	児童が負傷又は疾病により、月の 全日欠席したとき。	負傷又は疾病を 明らかにする書 類	当該月分の全額免除	
C	生活保護を受けている世帯	生活保護受給証 明書	全額免除	
D	就学援助の受給を受けている世 帯	就学援助認定証 明書 源泉徴収票など	半額減額	
E	災害や、保護者の死亡などの理由 により、負担金の納付が困難な世 帯	会費納付が困難 であることを証 明する書類	負担金を減額あるいは免除 ・家屋の全焼・全壊・流失の場合 は、負担金の全額免除 ・家屋の半焼・半壊・床上浸水の 場合は、負担金の半額減額	
学校長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの 一時保育			1日 300円	(減免制度は、C,D,E区分による)

負担金の算定基礎について

負担金基本額 3,500円の算定基礎は、下記のとおりです。

$$((\text{石狩市一般会計予算の放課後児童会に係る経常経費決算見込額} + \text{特殊加算額(1)}) - \text{道補助金額(2)}) \div \text{定員総数(3)} \div 12\text{ヶ月}$$

上記の数式で1ヶ月に児童1人あたりにかかる児童会の経費が算出されます。これを市と保護者が折半(1/2)します。

<歳 出>

石狩市一般会計予算の放課後児童会に係る経常経費決算見込額 + 特殊加算額

・平成 18 年度決算見込額		38,000 千円(10 クラブ)
・平成 19 年度新規開設特殊加算額(初度調弁費除く)	+) 6,500 千円(1 クラブ)	
・平成 20 年度新規開設特殊加算額(初度調弁費除く)	+) 4,000 千円(1 クラブ)	
	計	48,500 千円(12 クラブ)

<歳 入>

放課後児童健全育成事業費補助金

・平成 18 年度決算見込額	+) 13,448 千円
・平成 19 年度新規開設特殊加算額	+) 1,321 千円
・平成 20 年度新規開設特殊加算額	+) 1,321 千円
	計 16,090 千円

放課後児童会定員総数(H20 年度見込み) 380 人

前記の数式から負担金

$$\begin{aligned} &(((48,500 \text{千円} - 16,090 \text{千円}) \div 380 \text{人})) \div 12 \text{月} \times 1/2 \\ &= 3,500 \text{円/月} \end{aligned}$$

学校長期休業期間負担金

3,500 円 ÷ 24 日(月平均開設日) 150 円/日

150 円/日 × 2 倍(長時間加算)=300 円/日

また、保護者の負担軽減のため、同一世帯における 2 人の児童が入会する場合の 2 人目の負担金(つまり兄弟)は、月額 **1,750 円** に減額します。

例：兄弟 2 人(長男：3 年生 次男：1 年生)で児童会に入会する場合。

負担金額は、**長男：3,500 円 次男：1,750 円 計 5,250 円**

3 人以上は無料

減免制度について

家庭の経済状況により、通常負担金納付が困難となる世帯については減免制度があります。上表にもありますが、生活保護世帯、教育委員会から就学援助の受給を受けている世帯、災害や保護者死亡等の理由により会費の納付が困難となった世帯については申請により会費の減免を受けることができます。申請は、入会申請と同時に、減免対象世帯であることを証明する書類を添付して行います。

負担金は、市が発行する納付書により徴収します。

負担金は、その月の 10 日までに納付します。(月途中の場合は 25 日)

月の途中で入会・退会の場合は半額を徴収します。日割計算はしません。

学校休業日の一時保育負担金は、基本的に申請時に納付します。

負担金は原則として還付しません。

【用語解説】

1 経常経費

一般会計予算の中で、**例年継続的に必要となる経費**(指導員の給与・消耗品・光熱水費・修繕料など)のことで、これとは逆に、新規施設建設又は施設の大規模な改修などに充てられる費用は**投資的経費**となります。

2 道補助金

「放課後児童健全育成事業費補助金」等、北海道から本市に助成される児童会関連の補助金の総額を示します。

児童会の在籍児童数、年間開設日数等により金額は変化します。

3 定員総数

全 12 児童会(H20 年度見込み)の児童定員総数です。

(4) おやつ代について

児童会では、負担金の他に児童会でのおやつ代として、月額 1,500 円(一部父母会 2,000 円)が必要となります。おやつ代は市会計に収納されません。各児童会単位の父母会で運用されます。

5 有料化に伴うサービスの向上について

放課後児童会の現状及びアンケート結果を踏まえ、有料化にあたってサービスの充実を図ります。

実施時期は、平成 19 年 10 月 1 日とします。

(1) 保育時間の延長

閉会時間 18:00 を 18:30 に延長

延長料金はかかりません。

- ・ 平日(月～金) 放課後から 18:30 まで
- ・ 土曜日、学校長期休業日 8:00 から 18:30 まで

(2) 学校長期休業期間の一時保育の実施

学校の春休み・夏休み・冬休みの期間のみについて、一時保育を実施

アンケート結果で比較的要望のあった、4年生以上の対象児童の拡大については、現状の入会状況から見ると拡大は困難であり、今後の入会状況の推移を見て検討することにします。

6 待機児童等解消対策について

(1)平成 19 年度

紅南小校区	紅南小学校内カルチャーセンターの活用により待機児童の解消を図る。(H18,9 から試行実施済)
緑苑台小校区	法人認可保育所(学校法人青木学園)内での開設 定員 20 人

(2)平成 20 年度以降

花川南線小校区	南線小学校体育館改修工事に伴う開設 定員 25 人
花川南小校区	今後の入会の状況をみて検討

7 条例及び規則の制定等について

(1) 負担金の徴収

条例の制定

石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金徴収条例(案)

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (定義)
- 第 3 条 (負担金の額)
- 第 4 条 (負担金の減免)
- 第 5 条 (委任)
- 附 則 (施行年月日)

規則の制定

石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金徴収条例施行規則(案)

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (負担金の納入)
- 第 3 条 (負担金の減免及び手続き)
- 第 4 条 (委任)
- 附 則 (施行年月日)

(2) 事業実施について

現行要綱等の一部改正

- 石狩市放課後児童会健全育成事業実施要綱(一部改正)
- 石狩市放課後児童会運営要領
- 石狩市放課後児童健全育成事業委託要領(一部改正)